

三次市教育委員会告示第25号

三次市障害児介助指導員配置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年8月28日

三次市教育委員会委員長 沖田 稔

三次市障害児介助指導員配置事業実施要綱の一部を改正する告示

三次市障害児介助指導員配置事業実施要綱（平成22年三次市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（実施報告及び賃金の支払）

第10条 校長は、実施月の月末までの介助員の勤務実績を、速やかに教育委員会に報告するものとする。

2 教育長は、前項に規定する報告により勤務実績を確認し、介助員に対して賃金を支払うものとする。

様式第3号を削る。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。